第二条の六第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第三項第二号中「とする。」の下に「次項及び」を加え、「）」に係る同項」を「）」に係る法第四条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　財産形成非課税住宅貯蓄申込書を受理した勤務先等の長は、当該財産形成非課税住宅貯蓄申込書に、当該勤務先等に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る事務代行団体の法人番号を付記するものとする。

第二条の十四第一項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を受理した勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長は、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書に、当該勤務先等に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る事務代行団体若しくは当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（第二条の五第一項に定める者をいう。第二条の十七の二において同じ。）の法人番号を付記するものとする。

第二条の十七の次に次の一条を加える。

（財産形成非課税住宅貯蓄申告書）

第二条の十七の二　財産形成非課税住宅貯蓄申告書を受理した勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長は、当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書に、当該勤務先等に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る事務代行団体若しくは当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の法人番号を付記するものとする。

第二条の十八第一項第一号中「又は住所」を「、住所又は個人番号」に改める。

第二条の二十四第一項中「若しくは住所」を「、住所若しくは個人番号」に、「又は住所」を「、住所又は個人番号」に改め、同条第三項中「若しくは住所」を「、住所若しくは個人番号」に改める。

第二条の三十一の表第二条の十四第二項の項の次に次のように加える。

第二条の十四第三項	財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書	財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書
第二条の十七の二	第二条の三十一において準用する第二条の十七の二	第二条の三十一において準用する第二条の十七の二

第二条の三十一の表第二条の二十四第一項の項及び第二条の三十二第三項中「又は住所」を「、住所又は個人番号」に改める。

第二条の三十六第十項中「又は住所若しくは居所」を「、住所若しくは居所又は個人番号」に、「住民票の写し」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

第三条第一項中「第十七項及び第二十項」を「第十八項及び第二十一項」に改め、同条第二項中「この項及び第十五項」を「この項及び第十六項」に改め、「住所」という。）」の下に「（法人番号を有する者にあつては、名称、住所及び法人番号）」を加え、同項ただし書中「住所が」を「住所（法人番号を有する者にあつては、名称、住所及び法人番号）が」に、「規定によりされた」を「規定による」に、「第一号、」を「次条第十九項において準用する第十五項の規定による確認を含む。第一号、」に、「第十五項」を「第十六項」に、「第二号、」を「第二十六条の二十第二十二項において準用する第十五項の規定による確認を含む。第二号、」に、「住所と」を「住所（法人番号を有する者にあつては、名称、住所及び次条第十九項において準用する第十五項又は第二十六条の二十第二十二項において準用する第十五項の規定により確認された事項）と」に改め、同項第一号中「及び第十七項」を「、第十五項及び第十八項」に、「及び第二十項」を「、第十五項及び第二十一項」に、「及び次項」を「、次項及び第十五項」に改め、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「及び第十七項」を「、第十六項及び第十八項」に改め、同項の表第二項の項を次のように改める。

第二項	を同条第一項を同条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第一項
第五条の二第十一項	第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十一項
第十五項の規定	第二十四項の規定により読み替えて適用される第十五項の規定
第十五項又は	第二十四項の規定により読み替えて適用される第十五項又は
第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十四項	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十四項
第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十四項	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十四項

第三条第二十三項の表第二項第二号及び第三項の項中「及び第三項」を「、第三項及び第十五項」に改め、同表第十五項の項を次のように改める。

第十六項	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十一項	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十一項
	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十一項
	前項	第二十四項の規定により読み替えて適用される前項

第三条第二十三項の表第十七項の項の上欄中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「法第五条の二第十二項の規定による同項第一号及び第三号に定める申告書（以下この項及び第十七項において「異動申告書」という。）」を「異動申告書」に改め、「による確認」の下に「（前項の規定による確認を含む。）」を加え、同項ただし書中「住所が」を「住所（法人番号を有する者にあつては、名称、住所及び前項の規定により確認された事項）が」に、「住所と」を「住所（法人番号を有する者にあつては、名称、住所及び次条第十九項において準用する前項又は第二十六条の二十第二十二項において準用する前項の規定により確認された事項）と」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。